

最高裁判所(第三小法廷) 平成●●年(〇〇)第●●号 法人税更正処分取消等請求上告受理事件

国側当事者・国

平成28年6月28日不受理・確定

(控訴審・広島高等裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年10月30日判決、本資料265号-165・順号12748)

(第一審・広島地方裁判所、平成●●年(〇〇)第●●号、平成27年3月24日判決、本資料265号-53・順号12636)

決 定

申立人	A株式会社
同代表者代表清算人	甲
同訴訟代理人弁護士	井上 正信 ほか
相手方	国
同代表者法務大臣	岩城 光英
同指定代理人	坂上 優晟

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件を上告審として受理しない。
- 2 申立費用は申立人の負担とする。

第2 理由

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

平成28年6月28日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 大橋 正春

裁判官 岡部 喜代子

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 木内 道祥

裁判官 山崎 敏充